

## 公 告

陸上自衛隊  
春日井駐屯地業務隊長

春日井駐屯地における展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

愛知県春日井市西山町無番地に所在する陸上自衛隊春日井駐屯地において、展示即売店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 販売品の専門業者であること。（第三者委託行為の禁止）
- (3) 暴力団排除に関する事項について誓約を行うことができる者であること。  
（暴力団及び暴力団員ではないこと。また暴力団と関係しないこと。）
- (4) 当駐屯地において実施する応募説明を受けることができる者であること。  
（ただし、当駐屯地で本年度に営業実績のある業者の方は除く。）
- (5) その他、募集要領に示す条件を満たすこと。

## 2 募集業種

訓練用品、スポーツ用品および食品類等

（隊内において実施する上で即売店の趣旨に適し、公序良俗に反するものを除く。）

## 3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

## 4 設置場所

陸上自衛隊春日井駐屯地

厚生センター1階および同センター正面玄関前

## 5 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で設置及び経営を希望する日

※ 土日祝を除いた開庁日で使用許可された日とする。ただし、国行事、業務等の都合、国指定感染症等発生時及び天変地異等により使用できない日を除く。

## 6 募集要領の配布および応募説明

本説明を受けることができない業者の方は応募できません。

(ただし、当駐屯地で本年度に営業実績のある業者の方は除きます。)

※ 参加を希望される業者の方は、事前に会社等の名称、氏名、連絡先を電話により通知してください。

## (1) 募集要領配布および応募説明期間

令和6年9月9日(月)から令和6年9月25日(水)

土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間

## (2) 場 所

陸上自衛隊春日井駐屯地厚生センター1階厚生科事務室

## (3) 応募説明

募集要領手交時に応募および出店要領の説明をいたします。

## (4) 募集要領の郵送

本年度に営業実績のある業者の方に限り、郵送を希望される方は、宛先(郵便番号、住所および氏名等)を明記し、250円切手を貼付した返信用封筒(角形2号:240mm×332mm)を同封の上、下記問い合わせ先に送付してください。9月19日(木)到着分まで郵送いたします。

## 7 応募受付(応募書類提出期間)

令和6年9月9日(月)午前9時~同年9月27日(金)午後5時まで

※ 持参する場合は事前に日時を連絡して下さい。郵送の場合は提出期間内に必着とします。

## 8 問い合わせ先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊厚生科 展示即売会担当

電 話 0568-81-7183 (内線370)

対応時間 平日午前9時から午後1時、午後2時から午後5時

次年度展示即売店  
募集要領

春日井駐屯地業務隊

## 募集要領

### 1 概要

隊員の福利厚生の上昇に資するため、愛知県春日井市に所在する陸上自衛隊春日井駐屯地において、展示即売店を出店する業者を以下に記載する諸条件等に従い募集するもの。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 販売品の専門業者であること。（第三者委託行為の禁止）
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置施設

- (1) 所在地  
〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地
- (2) 名称  
陸上自衛隊春日井駐屯地
- (3) 電話番号  
0568-81-7183（内線370）
- (4) 設置場所  
駐屯地厚生センター1階エントランスホール及び同センター正面玄関前道路

### 4 募集業種及び業務期間等

- (1) 募集業種  
訓練用品、スポーツ用品及び食品類等  
(隊内において実施する上で即売店の趣旨に適し、公序良俗に反するものを除く。)
- (2) 業務期間  
令和7年4月1日～令和8年3月31日  
※ 土日祝を除いた開庁日で使用許可された日とする。ただし、国行事、業務等の都合、国指定感染症等発生時及び天変地異等により使用できない日を除く。

- (3) 出店日数  
年間出店日数として12日～24日（月1～2回）を基準とする。

## 5 応募の手続き等

### (1) 申請書等の提出

設置を希望する業者は、国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可申請ほか、次に示す書類等を所定の提出先に期間内に提出すること。

#### ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙第1）

(イ) 企画提案書1部（別紙第2）

企画提案書には、付属書類として「販売商品カタログ」を1部添付するとともに、以下の項目について記載すること。

a 営業方針

b 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

c 会社概要

d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

e 省エネルギー、環境対策、ゴミ及び廃棄物等の処分方法

f 衛生管理方法

g クレーム、要望等があった場合及び事故、トラブルが発生した場合の対処方法

h その他アピールポイント

i 出店要望日数及び出店要望区画場所（別紙第4）

(ウ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書（別紙第5）

b 戸籍抄本

(a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(b) 発行後3か月以内のもの

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

d 財務諸表

(a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

発行後3か月以内のもの

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 印鑑証明書

発行後3か月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（食品販売業者のみ）

i 国有財産使用申請書

j 誓約書

## k 役員名簿

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

## イ 提出先

第8項のとおり。

## ウ 提出期限

令和6年9月27日（金）午後5時まで

## (2) 応募者の失格

アからカまでのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

## ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

## イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

## ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

## エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

## カ その他、違反と認められる場合

## (3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

## 6 選考要領等

(1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 選考結果の通知は令和7年2月頃、業者決定後文書にて通知する。

## 7 その他

## (1) 駐屯地各設備について

自衛隊設備の電源、ガス及び水道等の使用は不可とする。

## (2) 国有財産使用料について

国有財産使用料については、使用場所の面積及び出店日数により決定される。  
なお、東海防衛支局から送付される納入告知書により納付すること。

※ 申請された年間出店日数により徴収金額が決定されるため、開催日数が少なくなった場合でも返金されないので注意すること。

## 8 連絡及び書類の提出先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊厚生科 委託売店担当

電話番号：0568-81-7183（内線370）

電話対応可能時間：平日午前9時～午後1時、午後2時～午後5時